

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ)

令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地については、原則として 交付対象外 となります。

※① 災害復旧や基盤整備等の対象で、水稻の作付けが困難な場合は、5年間に一度も水張りが行われなくても交付対象から除外されません。

※② 一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。

継続して交付対象とするためには・・・

① 水稻やWCS、飼料用米の作付けを定期的に行う。

又は

② 1ヵ月以上の水張り及び連作障害が発生していないことの確認
の取組みが必要です。

※ 取組み方法等については、下記の【取組み等の例】を参考にしてください。

【取組み等の例】

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 交付対象 | 備考 |
|-----|-----|-----|----|----|-----|------------|------------------------------|
| ほ場A | 大豆 | 野菜 | 麦 | 麦 | 野菜 | × | |
| ほ場B | 水張り | 大豆 | 大豆 | 野菜 | 大豆 | ○ | R9年度中に水張り等を実施しない場合は、R10から対象外 |
| ほ場C | 大豆 | WCS | 麦 | 大豆 | WCS | ○ | |

 : 水稻作付及び年度水張り実施年度

【注意】

① 取組みによって提出に必要な書類が異なります。裏面を参照してください。

② ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【連絡先】

日田市農業再生協議会 TEL : 0973-23-1580

【手続き】

(1) 令和7～8年までに、対象水田で水稲作付けを行う方

年度当初に配布される営農計画書に記載している対象水田の欄に、作付面積及び水稲品種名を記載してください。

(2) 令和7～8年までに、対象水田で水張りをを行う方

下記の書類の提出にご協力をお願いします。

1、湛水管理実施届出書兼記録簿

2、湛水管理したことが分かる写真

3、対象水田で栽培した作物の収量がわかる書類（売上傳票、連作障害確認表等）

※ 湛水管理実施届出書兼記録簿及び連作障害確認表が必要な場合は、
日田市農業再生協議会（23-1580）までご連絡ください。

【水張りをを行ううえでの留意点】

- ① 水張りの実施確認が必要になるため、水張り実施中に必ず
日田市農業再生協議会（23-1580）までご連絡ください。
- ② 写真は、水張り開始日と終了日の撮影をお願いします。
- ③ 水張りの時期は問いませんが、水張りにあたっては隣接する水田の
状況に注意してください。
- ④ 『対象水田で栽培した作物の収量がわかる書類』の提出は、水張り
実施後に栽培した作物が対象となりますので、ご注意ください。

【注意事項】

- ① 水田の扱いについては、地権者と耕作者の皆様で十分に協議してください。
- ② 現在水張りをしていない水田で、今後とも申請をする見込みがない
場合は、取組みの実施は不要です。
- ③ 営農計画書からの記載を外したい場合は、地目の変更が必要です。
詳しくは、農業委員会へお尋ねください。